### 大丈夫だと思っていたけれど……?

## 知っていますか?それは転嫁拒否です!

平成 26 年度中小企業庁委託事業

# 消費税転嫁対策 特別講習会



中小企業庁では、平成26年4月の消費税率引上げにより、中小企業・小規模事業者が消費税を円滑に転嫁しやすい環境を作るために、「消費税転嫁対策特別措置法」やその他消費税転嫁に係るガイドライン等を解説する講習会を開催しています。

スケジュール・場所

12/18(木) 10:00~12:00 13:00~15:00 上記の時間帯のいずれかに 印をお付け下さい。

会場: LEC熊本本校 302教室(熊本市中央区辛島町6-7)

対象者

発注などの契約業務を担当・管理する方をはじめ、

業務上本件に関わる方

参加費

無料

定員

50名程度

お申込み方法

下記申込情報をご記入の上、本紙を FAX でお送りいただくか、ホームページの講習スケジュールのページからお申し込みください。

### 申込情報記入欄

貴社名:		
参加者所属	禹部署・お名前(複数可): 	
貴社住所	: 〒 	
電話番号		FAX 番号: 
E メール:	:	
	※他の口時・会提でも講習会を実施したします。 詩	・ ・細け当講習会ホームページをご参昭ください

#### 運営事務局 消費税転嫁対策特別講習会事務局(運営:株式会社東京リーガルマインド)

- ■TEL 03-5913-6033 (平日9:00~18:00)
- **■**E-mail

■FAX 03-5913-6409

■ホームページ http://partner.lec-jp.com/kokyo/tenkataisaku/